

【改定】

「すべての子どもたちにある『子どもの権利』を知ろう」

道徳 社会 学級活動 総合

「子どもの権利」は、18歳までのすべての人にある基本的人権です。「こども基本法」や「生徒指導提要」、また墨田区の掲げる「こどもまんなかすみだ」においても、子どもの権利の尊重が盛り込まれています。児童生徒が自分自身や周りの子どもたちの権利を知り、「自分と他者を大切にすること」につなげていく授業を取り入れてみませんか。

- (1) ねらい ① お互いに意見を伝え・聴くことなどを通じて、「子どもの権利」について考え、学ぶ。
② 子どもの権利の視点から、日常生活や社会を捉え直す機会を得る。
※実施するアクティビティにより異なります。内容をご相談ください。

- (2) 対象 小学5年～中学3年生
・地域や保護者、教員の方々への研修等も可能です。

- (3) 講師 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
子ども支援専門の国際NGO職員

- (4) 形式 ・所要時間 1単位（45分）から 応相談

- (5) 内容 ※複数のアクティビティ教材から 選び・組み合わせて実施できます。
※個人ワークとグループワーク、子どもの権利の解説が含まれます。

■アクティビティ例（QRコードのページにて順次公開中）

- <例1> ゲーム形式で、さまざまな権利を楽しく学びます。
<例2> 自分の日常生活と子どもの権利のつながりを話し合います。
<例3> 安心して話せること、意見を聴かれる権利について考えます。



- (6) 費用 「要相談」・・・（謝礼の有無に関わらず実施の検討をさせていただきます。）
授業実施後、児童生徒の皆さんにアンケートへのご協力をお願いする場合があります。

- (7) 申込み **出前授業申込書** 実施日2ヶ月前まで⇒学校支援ネットワーク本部へ送付
講師の方には、本部から連絡を取らせていただきます。
詳細の打合わせは、講師と学校の担当者で行って下さい。

【問合せ先】：公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー部（担当：松山・唐）

☎ 03-6859-0015

E-mail : japan.advocacy@savethechildren.org



Save the Children
セーブ・ザ・チルドレン